

トルコにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	・中国製品に対し、時計1個当たりUS\$2.10が課税される保護政策を取っている。 (継続)	・規制撤廃。	
	日鉄連	(2)	関税引き上げ	・2009年1月、厚中板、熱延・冷延鋼板類、ブリキ、亜鉛めっき、表面処理鋼板の関税を引き上げ。 (継続)		
	日鉄連	(3)	反ダンピング措置	・2015年1月28日、経財省日本を含む7か国(日・中・スロバキア、露、仏、ルーマニア、ウクライナ)から輸入される熱延鋼板に対するAD調査開始を官報告示。 2015年8月28日、日本、中国、スロバキア、ロシアをクロとする仮決定(暫定措置導入)。その他の国についてはシロ。 2016年4月20日、調査打ち切り(提訴取下げ)。 (追加)	・制度の撤廃。	
	日鉄連	(4)	輸入割当制	・1998年7月24日、輸入抑制のため、HRC、厚板/中板でそれぞれ45万トン、CRC/SHEETで10万トンの免税枠を設置。需要家が過去実績、能力に基づき通商省に枠を申請し許可される。枠外のEU以外からの輸入はHRC、厚板/中板で22.5%、CRC/SHEETで30%。価格上昇、需給タイトにより実害が少なくなったため、近年適用されておらず、2006年に半国営ミルErdemirの完全民営化が実施され、今後も適用しない可能性が大きい。 (継続)		
	日機輸	(5)	製造年規制による輸入不可	・建設機械の主要機種は製造年が当年度の機械しか輸入通関ができなくなっており、10 - 12月の船積を妨げる要因となっている。結果年末にかけての在庫不足、年始の船積み集中による代理店の資金負担増等を招いている。 (内容、要望ともに変更)	・製造年による輸入規制の規制。	・税関関連法
	日機輸	(6)	日トルコ経済連携協定未締結	・日トルコ経済連携協定がないため、EUや韓国など関税同盟や自由貿易協定をトルコと結んでいる国と比較すると、関税分が貿易投資上不利な状況となっている。	・早期の日トルコEPA締結に向けた取り組みの加速をお願いしたい。	
12 為替管理	日機輸	(1)	為替先物規制	・在トルコ企業は、トルコ国内の銀行以外との為替先物予約契約が不可。 (継続)	・外貨管理規制の緩和。	
14 税制	日鉄連	(1)	輸入通関に係るRUSF課税	・1995年9月29日、金融引き締め政策の一環として、USANCE付L/Cでの輸入にはCIF価格の6%のEXTRA DUTY (SOURCE UTILIZATION SUPPORT FUND) が賦課。98年には税率が6%から3%に変更され、2007年も3%適用。 (継続)	・制度の撤廃。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸			・トルコでは輸入する際、通関時に代金支払い済みの証明を提出しない場合、関税とは別に輸入申告額の6%相当をRUSF (Resource Utilization Support Fund)として追加で支払う必要がある。現地販売法人では、追加支払いを避けるために、輸入時に即時の代金支払いを実施している。そのため、追加で資金需要を手当てする必要があり、これらを考慮して輸入価格を設定しているものの、一般的な環境とは大きく異なるため、対応に苦慮している。	・RUSFを廃止して頂きたい。	
16	雇用 日機輸	(1)	現地人雇用義務	・工期6ヶ月以上の機器+据付指導員派遣(S/V)は、PEの対象となるが、PE設立の為に、外国人(=S/V)1名の雇用に対して5名のトルコ人を雇用する必要があり、現地に製造拠点を設けない(=トルコ人を多く雇用できない)本邦企業にとって契約履行の妨げになっている。 ・労働許可取得について外国人1人に対し5名のトルコ人雇用義務を課される。邦人駐在員増加による業務拡大を阻害し、逆に現地人雇用機会創出の抑制要因になる。また、法人設立後、ビジネス立ち上げ期間中に外国人1人に対し5名のトルコ人を雇用することは難しい。	・1:5ルールの撤廃 乃至 Assemble VISA(入国より1年間の間に3ヶ月有効)の期間延長。 ・日本法人に対する外国人1対5ルールの完全撤廃、あるいは撤廃に向けた適用除外の対象範囲拡大をお願いしたい。	・トルコ労働省:2011年8月2日付「労働許可証4817番の運用に関する通達」 ・「トルコ労働社会保障省通達:2011年8月2日の労働許可証4817番の運用」
17	知的財産制度運用 日機輸	(1)	不十分な知的財産権保護	・知的財産権の法整備は進んできている状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質(担当者によるバラツキ、レベルの差)は課題となっている。出願人にとっても、安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる状況がある。 (継続) ・権利化ニーズが高まる新興国において、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。 (継続)	・特許審査ハイウェイやASEAN特許審査協力(ASPEC)など、各国間協力を進めるとともに、利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育も進めていただきたい。 ・先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めていただきたい。	